

大館市空き家所有者等情報の外部提供に関する実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大館市（以下、「市」という。）と民間事業者等が連携し、市が所有する空き家の所有者等情報を活用することにより、民間主導の空き家の解消、利活用及び流通を促進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者、管理する者又は納税義務者等をいう。
- (3) 民間事業者等 次の要件のすべてを満たす者をいう。

ア 第1条の目的を理解し実践する法人、団体、個人をいう。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）同項第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でない者であること、及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ウ 法人や団体においては、役員及び代表者が、暴力団又は暴力団員でない者であること、及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

- (4) 所有者等情報

ア 空き家の所在地

イ 所有者等の氏名

ウ 所有者等の住所

エ 所有者等の連絡先

（情報提供の申請）

第3条 民間事業者等は、登記情報を調査しても所有者等が不明である空き家について、市から所有者等情報の提供を受けようとする場合、利用目的を明示した大館市空き家所有者等情報の外部提供申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市に提出するものとする。

- (1) 空き家の登記事項証明書（写し可）
- (2) 空き家の位置図
- (3) 空き家の写真
- (4) その他所有者等調査に関する資料（宛て所不明で返送された郵便物の写し等）
- (5) 民間事業者等の事業概要等

(所有者等の調査及び意向確認)

第4条 市は、前条に規定する申請書の提出があった場合、これを確認し、適当と認めるときは、次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 申請された空き家の現地調査
- (2) 所有者等の調査

2 市は、前項に規定する調査の結果、所有者等を確認した場合、大館市空き家所有者等情報の外部提供に関する意向確認書(様式第2号)及び、大館市空き家所有者等情報の外部提供に関する同意確認書(様式第3号)を通知し、所有者等情報の外部提供に関する意向を確認するものとする。

(所有者等情報の外部提供)

第5条 市は、前条の規定による調査の結果を、大館市空き家所有者等情報の外部提供調査回答書(様式第4号)により申請書を提出した民間事業者等(以下、「申請者」という。)に通知するものとする。

2 所有者等から同意が得られた場合は、所有者等情報を申請者に提供するものとする。

3 次の各号に該当する場合は、所有者等情報を提供しない。

- (1) 所有者等の確知ができない場合
- (2) 所有者等から外部提供の同意が得られない場合
- (3) 所有者等から1か月を経過しても回答がなく同意が確認できない場合

(所有者等との交渉)

第6条 前条第2項に規定する所有者等情報の提供を受けた申請者(以下、「情報受領者」という。)は、所有者等に連絡を行い、当該空き家の解消、利活用及び流通に向けて誠実に対応するものとする。

2 市は空き家の売買及び賃貸の交渉、契約等について、直接これに関与しない。

(空き家利活用状況の報告)

第7条 情報受領者は、前条第1項の規定により所有者等と交渉した結果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、大館市空き家所有者等情報の外部提供に関する活用報告書(様式第5号)を市に提出するものとする。

- (1) 所有者等との交渉が完了したとき
- (2) 所有者等との交渉を中止したとき
- (3) 所有者等情報の提供があった日から3か月を経過したとき
- (4) その他市が必要と認めたとき

(個人情報の取り扱い)

第 8 条 情報受領者は、空き家所有者等情報の外部提供により取得した個人に関する情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱い、この要綱の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、市が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。